

国海員第 291 号
令和 4 年 1 月 25 日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条及び船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 95 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 397 号

船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則等を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

第一 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部改正

一 健康証明に係る健康検査(以下「健康検査」という。)の項目について次のとおり見直すこととする。

1 以下の検査項目を追加する。

(1) 既往歴、業務歴、自覚症状及び他覚所見の有無、BMI、血液型並びに血色素量及び赤血球数

(このうち、BMI、血液型並びに血色素量及び赤血球数については、指定医師においてその必要がないと認めるものは省略可能とする。)

(2) 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員にあつては、腹部画像、血中尿酸量及びB型肝炎ウィ

ルス抗体(このうち、指定医師においてその必要がないと認めるものは省略可能とする。)

2 現在、三十五歳以上の者を対象に実施している検便(ヘモグロビンの有無)、血糖、心電図、血中脂質及び肝機能の検査について、三十五歳未満の者も対象とすることとする。ただし、指定医師においてその必要がないと認めるものは省略可能とする。

二 第十一号表に掲げる登録消防講習で用いる機械器具の「安全ベルト」を「墜落制止用器具」に改めることとする。

三 その他所要の改正を行うこととする。

第二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部改正

一 産業医の選任に関する事項を次のとおり定めることとする。

1 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する者に限る。以下2から5までにおいて同じ。）は、船員の健康管理等を行わせるため、産業医を選任しなければならないこととする。また、産業医を選任したときは、選任した旨の報告書を地方運輸局長に提出しなければならないこととする。

2 船舶所有者は、産業医の業務の具体的な内容等を船員に周知させなければならないこととする。

3 船舶所有者は、産業医に対し、船員の業務に関する情報であつて産業医が船員の健康管理等を行うために必要と認めるものを提供しなければならないこととする。

4 産業医は、船員の健康管理等について、船舶所有者等に対して勧告等ができることとする。また、船舶所有者は、産業医が当該勧告等をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないこととする。

5 船舶所有者は、産業医に対し、少なくとも毎年一回の船舶の巡視等により、船内の作業環境又は衛生状態を把握させ、有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するために必要な措置を講じさせなければならないこととする。

6 1以外の船舶所有者についても、船員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に船員の健康管理等を行わせるよう努めることとする。

二 健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関する事項について次のとおり定めるところとする。

1 船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に医師の診断の結果が記載された診断書を提出させなければならないこととする。また、当該診断書の作成に要する費用は船舶所有者の負担とすることとする。

2 船舶所有者は、1により提出された書面を五年間保存しなければならないこととする。

3 船舶所有者は、健康検査の結果（異常の所見があると診断された船員に係るものに限る。）に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならないこととする。

4 船舶所有者は、3の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、就業上の必要な措置等を講じなければならないこととする。

5 船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる船員に対し、医師等による保健指導を行うよう努めることとするほか、当該船員は、健康検査の結果及び保健指導を

利用して、健康の保持に努めることとする。

6 船舶所有者は、騒音の激しい作業を行う船員について、健康検査の際に、千ヘルツ及び四千ヘルツの音等に係る聴力の検査を受けさせるよう努めるとともに、その結果を踏まえて、船員の健康を保持するために必要な措置を講ずるよう努めることとする。

三 長時間にわたる労働に関する面接指導に関する事項を次のとおり定めることとする。

1 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下3から5までにおいて同じ。）は、一週間あたり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対し、医師による面接指導を行わなければならないこととする。

2 1の面接指導は、1の要件に該当する船員の申出により行うこととする。

3 船舶所有者は、1の面接指導の結果（4の医師の意見を含む。）について記録を作成し、五年間保存しなければならないこととする。

4 船舶所有者は、1の面接指導の結果に基づき、船員の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴くこととするほか、当該意見を勘案し、その必要があると認めるときは、就業上の必要な措置等を講じなければならないこととする。

5 船舶所有者は、1の面接指導を行う船員以外の船員であつて、健康への配慮が必要なものについては、面接指導等を講ずるよう努めることとする。

6 1以外の船舶所有者についても、面接指導等を講ずるよう努めることとする。

四 心理的な負担の程度を把握するための検査に関する事項を次のとおり定めることとする。

1 船舶所有者（常時五十人以上の船員を使用する者に限る。以下2から7までにおいて同じ。）は、常時使用する船員に対し、一年に一回、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行わなければならないこととする。

2 船舶所有者は、ストレスチェックを受けた船員に対し、医師等から結果が通知されるようにしなければならないこととする。また、医師等は、船舶所有者に結果を提供しようとするときは、当該船員の同意を得ることとする。

3 船舶所有者は、医師等から提供を受けたストレスチェックの結果について、記録を作成し、五年間保存しなければならないこととする。

4 船舶所有者は、ストレスチェックを行った医師等に、当該ストレスチェックの結果を船員が乗り組む船舶その他一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めることとする。

また、船舶所有者は当該分析の結果を勘案し、当該集団の船員の心理的な負担を軽減するための措置

を講ずるよう努めることとする。

5 船舶所有者は、2の通知を受けた船員のうち、心理的負担の程度が高く、医師等による面接指導の必要があると医師等が認めた者が面接指導を希望する場合、面接指導を行わなければならないこととする。この場合において、船舶所有者は、船員が面接指導を希望したことを理由として、当該船員に対し、不利益な扱いをしてはならないこととする。

6 船舶所有者は、5の面接指導について記録を作成し、五年間保存しなければならないこととする。

7 船舶所有者は、5の面接指導の結果に基づき、船員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くこととするほか、当該意見を勘案し、その必要があると認めるときは、就業上の必要な措置等を講じなければならないこととする。

8 1以外の船舶所有者についても、ストレスチェック等を行うよう努めることとする。

五 船舶所有者が、高所作業（船倉内での作業を含む。）、舷外作業、甲板上での漁ろう作業及び着氷除去作業を行う船員に使用させなければならない「安全ベルト又は命綱」を「墜落制止用器具」に改めることとする。

六 その他所要の改正を行うこととする。

第三 船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令三十二号）の一部改正

派遣船員に対する第二の一から四までに係る規定の適用関係について所要の整備を行うこととする。